

第2章 労働争議の調整等

第1節 調整事件の概況

1 調整区分別申請件数

最近5年間の調整区分別申請件数は、次表のとおりである。令和7年の調整事件の申請件数は4件で、前年と同数である。

(単位：件)

調整区分 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
あ っ せ ん	6	4	4	3	4
調 停	0	0	0	1	0
仲 裁	0	0	0	0	0
計	6	4	4	4	4

2 業種別申請件数

最近5年間の業種別申請件数は、次表のとおりである。令和7年は、「医療、福祉」が2件(50.0%)、「サービス業」が2件(50.0%)となっている。

(単位：件)

産 業 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0
建設業	0	0	0	0	0
製造業	0	0	1	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0
情報通信業	1	0	0	0	0
運輸業、郵便業	0	0	1	0	0
卸売業、小売業	0	0	0	0	0
金融業、保険業	0	0	0	0	0
不動産業、物品賃貸業	1	0	0	0	0
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0
宿泊業、飲食サービス業	1	1	1	0	0
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	1	0	0
教育、学習支援業	0	1	0	0	0
医療、福祉	2	2	0	3	2
複合サービス事業	0	0	0	0	0
サービス業	1	0	0	1	2
公務	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
計	6	4	4	4	4

3 開始事由別申請件数

最近5年間の開始事由別申請件数は、次表のとおりである。

(単位：件)

開始事由 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
組合側申請	4	4	4	2	3
使用者側申請	2	0	0	2	1
双方申請	0	0	0	0	0
計	6	4	4	4	4

4 合同労組事件及び駆け込み訴え事件割合

最近5年間の合同労組事件の申請件数と、そのうち駆け込み訴え事件の申請件数は、次表のとおりである。令和7年は、合同労組事件が全体の50.0%であり、合同労組事件に占める駆け込み訴え事件の割合は50.0%であった。

(単位：件)

事 件 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
合同労組事件	5	3	4	1	2
駆け込み訴え事件	2	3	2	1	1

(注) 「合同労組」とは、企業の枠を越えて組織され、個人でも加入できる労働組合をいう。

「駆け込み訴え事件」とは、調整事件となり得る状況が発生した後に労働者が合同労組へ加入し、加入の契機となった事項を調整事項として当該組合から申請のあった事件をいう。

5 組合員数規模別申請件数

最近5年間の申請組合の組合員数の規模は、次表のとおりである。

(単位：件)

規 模 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
29人以下	2	1	0	0	1
30人～ 99人	2	2	4	0	0
100人～ 299人	1	0	0	1	1
300人～ 499人	0	0	0	0	1
500人～ 999人	0	0	0	3	1
1,000人～4,999人	1	0	0	0	0
5,000人以上	0	1	0	0	0
不明	0	0	0	0	0
計	6	4	4	4	4

6 事件企業における組合員数規模別申請件数

最近5年間の調整事件の当事者企業における組合員数の規模は、次表のとおりである。

(単位：件)

規 模 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
29人以下	6	4	4	1	2
30人～ 99人	0	0	0	0	1
100人～ 299人	0	0	0	0	0
300人～ 499人	0	0	0	0	0
500人～ 999人	0	0	0	3	1
1,000人～4,999人	0	0	0	0	0
5,000人以上	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0
計	6	4	4	4	4

(注) 申請に係る組合の組合員のうち、申請事件の当事者企業に雇用される組合員数のみを規模別に分類したものである。(例えば、全500人の合同労組からの申請において、事件の当事者企業に10人雇用されている場合、29人以下に分類される。)

7 企業内の組合組織状況別申請件数

最近5年間の調整事件における企業内の組合組織状況は、次表のとおりである。

(単位：件)

組織状況 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
単 数 組 合	5	4	4	1	3
複 数 組 合	1	0	0	3	1
計	6	4	4	4	4

8 調整事項別申請件数

最近5年間の申請における調整事項別申請件数は、次表のとおりである。令和7年は、「団交促進」が2件(33.3%)、「その他賃金に関する要求」が2件(33.3%)、「その他の労働条件」が2件(33.3%)となっている。

(単位：件)

調整事項 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
団交促進	3	4	4	0	2
賃金増額	1	0	0	0	0
年末・夏季手当	0	0	0	0	0
賃金体系改訂	0	0	0	0	0
その他賃金に関する要求	2	0	1	4	2
経営・人事	0	0	0	1	0
解雇	0	0	0	0	0
その他の労働条件	0	0	0	0	2
組合活動に関する要求	1	0	0	0	0
協約及び契約の履行	0	1	0	0	0
非組合員の範囲	0	0	0	0	0
その他	0	1	1	0	0
計	7	6	6	5	6

(注) 複数の調整事項を含む申請もあるため、本表の計と申請件数の計は一致しない場合がある。

9 終結状況

最近5年間の終結状況は、次表のとおりである。令和7年は、2件を処理した。

(単位:件)

終結区分		年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
係属	前年からの繰越し		0	1	0	0	0
	新規申請		6	4	4	4	4
	計		6	5	4	4	4
終結状況	解決		2	1	2	3	1
	あっせん活動中自主解決		0	0	0	0	0
	あっせん案又は調停案受諾		2	1	2	3	1
	取下げ		0	0	0	1	0
	打ち切り		3	4	2	0	1
	あっせん打ち切り		1	3	0	0	0
	あっせん参加拒否		2	1	2	0	1
	移管		0	0	0	0	0
	計		5	5	4	4	2
翌年への繰越し			1	0	0	0	2

10 解決率

最近5年間の解決率は、次表のとおりである。

(単位:%)

解決率	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
	40.0	20.0	50.0	100.0	50.0

(注) 解決率は、終結事件の解決件数/(終結事件数-取下げ・移管件数)×100により算出したものである。

なお、解決件数にはあっせん活動が自主解決に影響を及ぼし、取下書が提出された事件を含む。

11 平均処理日数

最近5年間の処理件数を処理日数別に見ると、次表のとおりである。令和7年の平均処理日数は47.0日となった。

(単位：件)

処理日数 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
1～10日	1	0	0	0	0
11～20日	1	0	0	0	0
21～30日	1	0	1	0	0
31～50日	1	2	1	0	2
51日以上	1	3	2	3	0
調整員指名前取下げ	0	0	0	1	0
計	5	5	4	4	2
平均処理日数	31.0日	83.4日	67.5日	100.0日	47.0日

(注) 平均処理日数は、調整員指名から終結までの日数を平均したものである。

12 平均調整回数

最近5年間の事件終結までの平均調整回数は、次表のとおりである。

(単位：回)

平均調整回数	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
	1.3	1.7	1.0	4.0	2.0

(注) 平均調整回数は、終結事件の総調整回数/(終結事件数-あっせん等未開催事件数)により算出したものである。

13 令和7年取扱事件一覧表

令和7年新規申請事件

事件番号	調整区分	事業者の業種	申請者区分	組合形態	組合員数	従業員数	調整事項	申請年月日 指名年月日 終結年月日	調整員			終結区分	処理日数	調整回数
									公益	労側	使側			
7(調)1号	あっせん	医療業	労	企業 労組	720	2,751	その他賃金に関するもの	R7. 1.31 R7. 2. 6 R7. 3.24	千綿	藤田	内場	(案)解決	47	2
7(調)2号	あっせん	職業紹介・労働者派遣業	労	合同 労組	110 (1)	25	団体交渉の開催	R7. 3. 6 R7. 3.10 R7. 4.25	大坪	溝田	高松	打切り	47	0
7(調)3号	あっせん	社会保険・社会福祉・介護事業	労	企業 労組	7	51	誠実団体交渉の実施等	R7.12. 3 R7.12. 8	所 福山	西 増田	丸山 庄崎	令和8年に繰越し		
7(調)4号	あっせん	廃棄物処理業	使	合同 労組	380 (58)	148	その他の労働条件	R7.12.26	令和8年に繰越し					

- (注) 1 申請者区分の「労」は労働組合、「使」は使用者の場合である。
 2 組合員数欄の括弧書きは、事件企業における組合員数を内数で示したものである。
 3 終結区分欄の「(案)解決」とは、あっせん案又は調停案を労使双方が受諾することにより解決したものである。
 なお、「解決」とは、あっせん案の提示の有無にかかわらず、労委のあっせん活動が自主解決に何らかの影響を及ぼしたことにより解決したものである。
 4 処理日数は、調整員の指名から終結までの日数である。

第2節 争議行為の予告及び実情調査

当委員会で受理した公益事業に係る争議行為の予告通知（労調法第37条）の状況は、次のとおりである。

1 争議行為の予告通知件数

最近5年間の争議行為の予告通知件数は、次表のとおりである。

(単位：件)

業 種 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
運 輸	3	4	4	6	7
郵便・電信・電話	0	0	0	0	0
水道・電気・ガス供給	0	1	0	0	0
医療・公衆衛生	5	5	4	7	4
計	8	10	8	13	11

2 令和7年における争議行為の予告通知

番号	通知先	通 知 者	争 議 事 項	受付 月日	争 議 行 為 実施予定日
1	中労委	福岡県医療労働組合連合会	大幅な賃金の引上げ等	2.26	3.13以降
2	中労委	スターフライヤー乗員組合	安全及び運航に関する要求等	2.28	3.12以降
3	中労委	株式会社スターフライヤー	スターフライヤー乗員組合が行う争議行為に対抗	2.28	3.12以降
4	中労委	ANAウイングス乗員組合	昇給カーブの向上及び諸手当の増額等	3.4	3.21以降
5	中労委	全日本港湾労働組合九州地方本部	夏季一時金	6.13	6.24以降
6	中労委	福岡県医療労働組合連合会	年末一時金、大幅な賃金の引上げ等	10.24	11.6以降
7	県労委	自治労連北九州市立病院契約職員労働組合	一時金等の差別的取扱い解消	10.24	11.14以降
8	中労委	全日本港湾労働組合九州地方本部	労働時間の短縮等	11.4	11.22以降
9	中労委	スターフライヤー乗員組合	安全及び運航に関する要求等	11.5	11.25以降
10	中労委	株式会社スターフライヤー	スターフライヤー乗員組合が行う争議行為に対抗	11.5	11.25以降

11	県労委	全国労災病院労働組合九州労災病院支部	看護師の配置等	12. 1	R8.1.5 以降
----	-----	--------------------	---------	-------	-----------

(注) 争議行為が本県の区域のみの場合、通知先は県労委となる。争議行為が本県及び他の都道府県にわたる場合、通知先は中労委となるが、県労委を経由して通知することもできる。従って、上記の表には、県労委宛の通知及び県労委を経由して中労委に通知されたものを記載している。

3 実情調査件数

当委員会で受理した争議行為の予告通知については、労委規則第 62 条の 2 に基づき労働争議の実情調査を行っている。

令和 7 年は、調査件数 15 件のうち、13 件が解決し、残り 2 件は次年に繰越しとなった。

(単位：件)

区 分 \ 年		令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
係 属		8	10	8	14	15
	前年からの繰越し	0	0	0	1	4
	新規申請	8	10	8	13	11
終 結 状 況		8	10	7	10	13
	解 決	7	9	7	10	13
	打 切 り	1	1	0	0	0
	移 行	0	0	0	0	0
翌年への繰越し		0	0	1	4	2
終 結 時 の 段 階	A	8	10	7	8	13
	B	0	0	0	2	0
	C	0	0	0	0	0

(注) 表中の終結時の段階の「A、B、C」とは、次のとおりである。

A：実情把握の上、接触を保ち交渉の推移を見守ったもの

B：交渉の進展に努力したもの

C：交渉の仲立ちをし、争議を解決に導いたもの

第3節 個別労使紛争のあっせん

個別労使紛争（個々の労働者と事業主との間の紛争）のあっせんについては、知事部局の出先機関である労働者支援事務所が実施している。

平成25年4月からは、当該あっせんの仕組みの中に、労働委員会委員によるあっせん（委員あっせん）を加えて実施している。委員あっせんは、労働委員会委員の専門的知見に基づく判断を要すると考えられる事案等について、労働者支援事務所長の決定に基づき、所管課長である労働政策課長が労働委員会の委員に、あっせんを委嘱する仕組みである。

最近5年間の労働委員会委員によるあっせんの実施状況は、次表のとおりである。

（単位：件）

区 分	年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
係 属		1	2	0	0	1
	前年からの繰越し	0	0	0	0	0
	新規受付	1	2	0	0	1
終 結 状 況		1	2	0	0	1
	解 決	1	1	0	0	1
	打 切 り	0	1	0	0	0
	取 下 げ	0	0	0	0	0
翌年への繰越し		0	0	0	0	0